

平成30年12月6日
住宅局建築指導課

平成30年一級建築士試験「設計製図」の合格基準等について審議します
～平成30年度第2回中央建築士審査会を開催～

国土交通省は12月10日、平成30年一級建築士試験「設計製図試験」の合格基準等について審議するため、中央建築士審査会を開催します。

中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

1. 日時 平成30年12月10日（月）10：00～
2. 場所 中央合同庁舎3号館4階特別会議室
（東京都千代田区霞が関2-1-3）
3. 委員 別紙のとおり
4. 議事
 - ・平成30年一級建築士試験「設計製図試験」の合格基準等について
 - ・一級建築士の懲戒処分のための同意を求める件について
 - ・建築士事務所の開設者がその業務に関し請求することのできる報酬の基準（業務報酬基準）の同意を求める件について 等
5. その他
 - ・傍聴は不可とさせていただきますが、冒頭のみカメラ撮り可とします。カメラ撮りをご希望の方は、会議開始10分前までに会議室前にお集まりください。
 - ・平成30年一級建築士試験「設計製図試験」の合格基準等については、合格者の発表日（12月20日（木）予定）に国土交通省HPにおいて公表します。
 - ・一級建築士の懲戒処分の内容等については、中央建築士審査会で同意が得られ、かつ、処分通知書が被処分者に到達したことを確認した後、速やかに国土交通省HPにおいて公表します。

（国土交通省HP）

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/architect.html>

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 佐々木（内線39520）、監督調整官 船田（内線39518）

TEL 03-5253-8111（代表）、03-5253-8513（直通） FAX 03-5253-1630